

雲ヶ畑、波多野六之丞家文書史料翻刻

京都市北区雲ヶ畑の波多野六之丞家・出谷区・雲ヶ畑自治会文書の内、近世の菖蒲役他、近代の村社巖島神社・京都御獵場を中心に選定し翻刻した。翻刻は、京都府立大学歴史学科文化情報学研究室が行った。

細目次

(1) 雲ヶ畑菖蒲役

- ①元文二年「嘜済状之事」
〔波多野六之丞家文書〕箱四―二四
- ②元文二年「乍恐御断奉申上候」〔菖蒲帯刀人帳面へ名前書加願〕
〔波多野六之丞家文書〕箱四―八五
- ③明和七年「廻状」
〔波多野六之丞家文書〕箱二―二〇九より抜粋
- ④文政四年「一札」〔菖蒲役絵符調進〕
〔波多野六之丞家文書〕箱五―五一
- ⑤文政六年「御菖蒲定書」
〔波多野六之丞家文書〕箱一―二二〇
- ⑥明治三年「乍恐奉願上候口上」〔菖蒲役継続願出〕
〔波多野六之丞家文書〕箱四―一四六
- ⑦明治四年「乍恐御窺奉申上候」〔菖蒲調進勤仕の確認〕
〔波多野六之丞家文書〕箱五―三六
- ⑧年不詳「口上」〔宮内省より菖蒲役調進に関して〕
〔波多野六之丞家文書〕箱一―一〇五
- ⑨大正四年「往復綴」〔大典の際の御用命願〕
〔波多野六之丞家文書〕箱二―三五六

(2) 近世・村社巖島神社他

- ⑩天保五年「四国八拾八ヶ所順拝旅中日記日並帳」
〔波多野六之丞家文書〕箱三―七九・箱三―七七抜粋補足
- ⑪年不詳「村々江被仰渡書」
〔出谷区文書〕
- ⑫文久三年「御除料村方改水帳」
〔雲ヶ畑自治会文書〕
- ⑬年不詳〔巖島神社由緒〕
〔波多野六之丞家文書〕箱一―四九
- ⑭年不詳「村社巖島神社御由緒調査書」
〔波多野六之丞家文書〕箱一―五一
- ⑮大正六年「神社名称訂正願」
〔波多野六之丞家文書〕箱二―二一六

(3) 京都御獵場

- ⑯明治二九年「御獵場御設置願」
〔波多野六之丞家文書〕箱一―一六〇
- ⑰大正一三年頃「雲ヶ畑獵区入獵規程」
〔雲ヶ畑自治会文書〕
- ⑱明治三九〇大正一二年「御獵獲物一覽表日記綴」
〔波多野六之丞家文書〕箱二―二三九
- ⑲明治三八〇四一年「往復綴」件名目録
〔波多野六之丞家文書〕箱二―三三八

波多野六之丞家文書の利用

・波多野六之丞家文書については、東昇編『京都雲ヶ畑・波多野六丞家文書調査報告』（京都府立大学文化遺産叢書一九、二〇二〇）に詳しい。また、雲ヶ畑の写真資料を中心とした成果に、東昇・中村治編『あのころの雲ヶ畑―京都雲ヶ畑写真資料調査報告―』（京都府立大学文化遺産叢書二二、二〇二二）がある。

・史料①～⑨は京都府立大学博士前期課程・有賀陽平により「京郊村落における朝廷行事の構造と認識―仙洞御料山城國小野郷の菖蒲役を中心に―」（修士論文）にて使用されている。

・史料⑩は、文化情報学ゼミ長谷川巴南、⑪は文化情報学実習生との文書読解の成果である。⑩の内容については、東昇「天保五年山城國中畑村波多野富太郎の四国順拜」（『伊予史談』三九九、二〇二〇）にて紹介されている。

凡例

・本史料翻刻には、波多野六之丞家・出谷区・雲ヶ畑自治会文書のうち、雲ヶ畑菖蒲役、近世・村社・厳島神社、京都御猟場等に関係する史料を収録した。史料名は表題から内容が不詳なものは、簡約した内容を付した。

・活字化にあたり改行を変更し、一部体裁を改めた箇所がある。また読みやすさを重視し、適宜読点と並列点を付した。

・漢字は原則として常用漢字を使用し、常用外漢字については正字を使用した。ただし地名・人名に関して適切と思われる場合には原史料の表記通りとしたほか、「扣（控）」・「メ（しめ）」なども原史料の表

記通りとした。また「并（并）」は「并」に統一した。

・変体仮名や仮名合字は原則として現用字体に改めた。ただし助詞の「者（は）」・「江（え）」・「而（て）」・「与（と）」・「茂（も）」については該当する漢字を用いた。助詞の「二」・「ろ（より）」は原史料の表記通りとした。

・踊り字は、漢字には「々」、平仮名には「ゝゞ」、片仮名には「ゝゞ」を用い、「くゝゝゝ」は原史料の表記通りとした。「全」は「同」に置き換えた。

・誤字は正しい字を（ ）でくくり、脱字は（○脱）、衍字は（衍）と付記した。また文意が不明である場合は（ママ）と付記した。ただし慣用の漢字や当て字（「姓」と「性」、「精」と「情」など）については、表記通りとした。

・闕字・平出・擡頭は紙幅の都合上全て省略した。

・印に関して、押印があるものは（印）、写しである場合は「印」、花押・爪印は（花押）と表記した。ただし割印・捨印・継目印などは省略した。

・抹消部分が判読可能である場合はそのまま記載した。

・判読不能の文字については、字数が明らかかな場合は■、不明である場合は「」で表記した。

・表紙・裏表紙・包紙・封筒・端裏書・裏書・貼紙・下ケ札などがある場合は「」でくくって表現し、（表紙）・（裏表紙）・（包紙）・（端裏書）・（裏書）・（貼紙）・（下ケ札）と傍記した。

・朱書・異筆部分は「」でくくり、（朱書）・（異筆）と傍記した。・割書はへで表記した。

・その他注記がある場合は、（ ）内に適宜表記した。

(1) 雲ヶ畑菖蒲役

【史料1】元文二年「噯濟状之事」

噯濟状之事

一此度御菖蒲役帶刀之義二付御改之儀候処、其元衆中之儀代役之義
二候ハ、只今有忌不浄之節代役二遣二候へ共、向後方ハ私役目
ノ年三度二一度宛両三人之内代役二遣候可申候、尤其節下行米も
遣候可申候、尤不叶私用事之節ハ是二不限此方方差図可致候、為
後日噯証文仍而如件

中津川村

噯人 庄屋

内蔵之助(印)

噯人 中津河村

元文二年巳閏十一月十日

右近(印)

中畑村 左京(印)

同村 作之丞殿

兵右衛門殿

六之丞殿

(「波多野六之丞家文書」箱四―二四)

【史料2】元文二年「乍恐御断奉申上候」(菖蒲帶刀人帳面名前書加願)

乍恐御断奉申上候

御下小野郷中畑村願主

六之丞

一此度御菖蒲帶刀人数御改被為成候二付、私シ先々方御菖蒲役家之
者紛無御座候得共、先兩度御改之節名前無之候二付驚人何共難儀

千万二奉存候、御慈非ノ上御帳面二名前書加へ被為下候様ニ菖蒲
役人乍恐連判仕奉願差上候、以上

元文二年巳閏十一月八日

中畑村願主 六之丞印

同村菖蒲役人 左京印

同菖蒲役人 太郎左衛門印

吟味役人

安田善右衛門殿

小堀仁右衛門様 同 武右衛門殿

元文二年巳ノ十月十七日書付ヲ以テ御願申上候へ共訴状御返シ被成
候、又願候処ニ其外郷ニも此願之出入有之、就夫四ヶ村へ同閏十一
月六日ニ御召状廻り村々方罷登り候、右両三人罷登り書付差上ケ御吟味
之上御帳面相認双方御役所へ差上ケ申候、郷中共壹冊ノ帳面也

(「波多野六之丞家文書」箱四―八五)

【史料3】明和七年(廻状)

(表紙)

「明和七年 二冊改

御触書控

寅十二月日 中畑村」

一筆致啓上候、時分柄寒氣甚敷御座候得共、弥其地各々様御勇健之由
珍重之御義ニて存候、然者当今様御讓位ニ付先例も有義ニ御座候得ハ、
賀義可奉祝旨存候、其御村々方も御菖蒲役人中被仰入壹ヶ村方御壹人

ツ、今月十日ニ安居院菖蒲之旅宿迄御上京被成候、尤時分柄ニ候得ハ不勝手之御村方ハ不参ニ而も不苦候様被存候、其節罷出候人々何ニ而も六郷惣代可仕候間、廻文不参之訳御記シ可被下候、右得御意度如此御座候事、以上

十二月五日

上村

下村

菖蒲役人

雲ヶ畑村

東河内村

西河内村

中村 右村々菖蒲役人中

〔波多野六之丞家文書〕箱二二〇九より抜粋

【史料4】文政四年「一札」(菖蒲役絵符調進)

一札

一御絵符 六拾九 壹枚

右菖蒲調進ニ付奉預候、右御用之外猥ニ相用申間敷候、明四日調進相

濟候ハ、早速返上可仕候、以上

小野郷惣代

文政四年巳五月

庄兵衛(印)

禁裏御所様

友四郎(印)

御頭衆中様

〔波多野六之丞家文書〕箱五十一

【史料5】文政六年「御菖蒲定書」

(表紙)

「御菖蒲定書

文政五年午五月

(朱字)「第六号」

定書

一 小野六郷御菖蒲役之儀、往古の格式有之候御用ニ而御座候故、先規

ニ相違仕候而者行末争論之基共可相成哉と存、此度御菖蒲役人中

立会熟談之上格式相改、且又家相統致し右役相勤候訳左之通ニ而

御座候

一 御菖蒲役家之内若相統人無之養子致し候付、右役家之内の養子いた

し候ハ、子細無之候事

一 右役家之内ニ養子致し候人無之外々之家筋の養子致し候ハ、ニヶ

村菖蒲役人中江一飯一酒之饗応いたし得心之上ニ而、右役相勤可

申候事

一 郷中御菖蒲役家之外家筋之方は養子いたし候共、ニヶ村御菖蒲役人

中へ一飯一酒之振舞致し得心之上ニ而右役相勤可申候事

一 御菖蒲役家之内相統人無之他所る相統人有之候ハ、其人之生国筋

目を聞合其身一代遠慮致し子之代ニ相成候ハ、右之通ニヶ村菖

蒲役人中一飯一酒之饗応之上右役相勤可申、且又女子ニ養子致し

候共右同断ニ候事

一 御菖蒲役家無把退転仕候而其後右之家相統致度と申仁有之候ハ、

其退転之屋敷ニ退転之株を持候ハ、一飯一酒ニ而可勤、若勝手

ニ付外々之菖蒲株と替持候義、決而出来間敷候事

右之通御菖蒲役之義往古の格式有之候役ニ而御座候故、此度菖蒲

役人立会、右役相勤候訳并家相続之次第委書記し申候、然ル上ハ
向後右之通り相守、聊此義二付故障ケ間敷義ハ互ニ申間敷候、依
之連印仕候、為後日定書仍而如件

〔貼紙〕「但シ十才迄者樽代として役人中江進上可申候事」

城州愛宕郡小野六郷菖蒲役人

中畑村 高橋 太郎左衛門(印)

文政五年午五月

同 佐左衛門(印)

同 文之丞(印)

波多野友之丞(印)

同 和平治(印)

同 久米右衛門(印)

同 六之丞(印)

中津川村 秦 万之丞(印)

同 傳之丞

同 治兵衛(印)

同 蔵之助

安井 右近

同 甚之丞(印)

同 九左衛門(印)

此印形之外名前之者ハ外割家ニ至而茂出来間敷候事

〔波多野六之丞家文書〕箱一―一二〇)

【史料6】明治三年「乍恐奉願上候口上」(菖蒲役継続願出)

乍恐奉願上候口上書

山城国愛宕葛野両郡之内

小野郷

御菖蒲御用

郷士惣代共

一私共義者往古平安城創營之砌ヨリ、禁裏御料与被為定置候以来千有
余歳、天供貢獻仕候義者勿論年々端午之御佳節御菖蒲献上仕、二
字帯刀被免候由緒之者ニ御座候、其中間屢時勢之沿革モ有之、随
而御大政御一新以後迎モ御所様ニ而者従前之通苗字帯刀仕、右御
菖蒲御用敢而無闕歳相勤来候処、京都御政府様ニ而者御一新以後
諸向追々御取調中ニ付、当分平民ニ而可罷有旨御口達之趣村役人
共ヨリ申聞候、然ルニ御所様与御政府与ニ途ニ相成居候而者乍恐
御一新後之御趣意ニ付相叶ヒ申間敷哉与深奉恐懼候、将又至尊之
御金殿玉庭江民籍之輩軽々敷徘徊仕候義、甚不都合之至奉恐入候
義ニモ御座候間、何卒前頭之由緒等被為聞召分、從來之通二字帯
刀ニ而御用相勤候様於御政府様ニ御聞濟相成候様被為成下候者、
広大之御慈悲如何計難有仕合ニ奉存候、誠恐誠惶謹言

小野七郷菖蒲役人

明治三年

惣代

四月日

波多野六之丞

安井彌兵衛

〔波多野六之丞家文書〕箱四―四六)

【史料7】明治四年「乍恐御窺奉申上候」(菖蒲調進勤仕の確認)

乍恐御窺奉申上候

一御所様江例年御菖蒲調進仕御鋸葺等私共村々上下拾八人当日之着
用烏帽子・素袍ニ而往古ハ昨年迄相勤来り候ニ付、為下行米玄米

壹石五斗宛長橋様を頂戴仕外二、御所々様御祝酒・御粽頂戴仕候儀二御座候、右是迄粟津与四郎様を万事御指図被下候処、当年之御役替り二付難相分り様被仰候二付、此段御窺奉申上候、何卒不相変是迄之通被仰附候様、御差図之程偏奉希上候、以上
明治四年辛未四月 小野六郷菖蒲役人惣代

上村

日下部五右衛門

中畑村

波多野六之丞

禁裏御所様

公内所

御役所

(「波多野六之丞家文書」箱五―三六)

【史料8】年不詳「口上」(宮内省より菖蒲役調進に関して)

口上

一筆啓上仕候、下薄暑之節先以其御貴村御歴々方益御機嫌克被遊御座珍慶之至二奉存候、然者過日御所様御菖蒲調進之儀二付宮内省御役所江奉伺候処、先当分之内者御買上ケニ不相成二依而不及其儀二、猶御用之節者当省ヨリ可及沙汰旨被仰渡候間、右々段不取敢御為知申上度候、宜御承引可成給候、乍失敬御披見之上左之御村々江御順達被成下度は亦伏而御願申上候、早々不備

四月廿四日

当番

下村

上村様

中村様

西河内村様

東河内村様

雲ヶ畑村様

(「波多野六之丞家文書」箱一―一〇五)

【史料9】大正四年「往復綴」(大典の際の御用命願)

大典御奉行二際シ御用命願

本年十一月当地ニ於テ、御即位式並ニ大嘗祭御奉行被為在候ニ就テハ、当御獵場所在地ハ、延暦ノ昔葛野内裏御造営ニ際シ、御用材調進ノ為メ入来セシ官人ニ依リテ開発セシ以来皇室御直領下ニシテ、未ダ嘗テ幕府以下ノ私領ニ属セシ事アラザル御由緒深キ所ニシテ、諸種ノ御用ヲ奉仕シ、就中毎年五月五日端午ノ節会ニハ、艾葉菖蒲ヲ調進参内ノ上、内侍所・禁裏・仙洞・女院等ノ各宮殿ニ菖蒲茸ノ御用ヲ相勤メ、且四方拜・正月三節会・新嘗祭・豊明節会・伊勢例幣・内侍所御神楽等ノ御儀ニ奉仕シ、殊ニ大嘗祭等御吉例ニハ必ず相当御用ヲ奉仕致シ来り候二付、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ本年御大典ニ際シ、当场職員ヘ相当御用被仰付度一同ノ祈願ヲ代表シ、誠恐誠惶謹而奉願上候也
大正四年四月二十四日

京都御獵場

獵場監守長波多野富之助

獵場監守 鴨井友次郎

和田仙太郎

廣谷五郎

見回

波多野友吉

井本捨四郎

高山権之助

藤林松之助

南谷宇之助

波多野菊太郎

今江恵次郎

高橋磯吉

日下部喜之助

長慶次郎

河原市太郎

瀬戸梅太郎

谷口金次郎

岩井重右衛門

高橋春吉

今江卯之助

塚本孫三郎

右惣代

獵場監守長波多野富之助(印)

大礼使長官公爵鷹司熙通殿

(「波多野六之丞家文書」箱二二―三五六の内)

(2) 近世・村社・巖島神社他

【史料10】天保五年「四国八拾八ヶ所順拜旅中日記日並帳」

(表紙)

「四国八拾八ヶ所順拜

旅中日記日並帳

天保五年午八月廿二日 富太郎」

往来一札之事

仙洞御所 御料所

城州愛宕郡小野郷中畑村六之丞一子富太郎と申者、宗旨者代々禪宗当

寺檀家二紛無御座候処、此度心願二付四国八拾八ヶ所并神社仏閣順拜

二罷出候、依之諸国之海陸嶋海揚り御関所無滞御通し可被下候、若途

中二而行暮候節ハ一宿被仰付可被下候、万一病死等仕候ハ、其所之御

作法之通り御取置可被下候、其節態、此方江御届ケニ及不申候、為後

日往来一札依而如件

天保五年午八月 日

同国同郡同村

高雲寺

諸国海陸所々

御番所衆中

村々町々

役人中

*「是を捨往来ト云、此往来デなけれハゆげず」

旅立八月廿二日 ●

カイモノ

初

一御室御太師様 一東寺

半紙代六十メニチヨチン百拾八

延連丹代百文、飯カヲリ代百文、

御善料 御善料

文、宿三条萬甚百文、此日メ

七百六十八メ(文)

廿三日〇

カイモノ

一 祇園清水寺

笠代三百五拾文、打替百四拾文、

一 醍醐大師様 一言寺日野々薬師

百文ツ、打替ヒボ三十メ(文)

御善料

伏見池六ツナヤ舟、ハタゴ百文、

舟賃百文、ヨトヤ橋只新上リ

朝ハタゴ百文、此日メ九百五十

八メ(文)

廿四日〇

カイ物

一 五リヤヲ(御霊)様見ト、東見ト

白サトヲ五十メ百文、ヒル飯百

ザマ(坐間)様・イナリ様・天王寺

文、白サトヲ五十メ百文、ヒル

御城・天幡(天満)大神様・ドヲト

飯百文、入用二百文只新ハタゴ

ンボリ(道頓堀)芝居八十メ

四ツ時、舟二下ル舟賃払三朱、

桂川

百五文戻シ、此日舟賃共メ老貫

六百文入用

廿五日〇

一 天幡宮(天満宮)参詣

舟大坂二道留

舟八神力丸榮三郎

廿六日〇

一

四ツ時川シリマテ出舟、川シリ

ニテ道留、夜ノ七ツ時出舟

廿七日〇

一

明六ツ二天保山、九ツ時二兵庫、

八ツ時二一ノ谷、同スマ(須磨)

ノ浦、七ツ時二右ニマイコ(舞

子)カ濱左ニアハチ(淡路)ノ

嶋、此夜明石二舟伯ル

廿八日〇雨■道留

明石二道留

廿九日〇

同明石二道留此夜七ツ時出舟

晦日〇

一 龜島ナルト(鳴門)アコ(赤穂)

高砂尾上シヨヲト(小豆)嶋

此夜九ツ時迄行九ツ時海上二泊ル

九月朝日(朔日)●東雲

朝六ツ時出舟、原ノ女郎、牛マト

(牛窓)、日見ノ里九ツマイ(前)

丸龜二着舟、山和屋傳治郎二伯ル

カイ物コヲリ代二百文、キヤハン・

モ、引(股引)・三夜フクロ代

五百七拾文、ヲイツル(笈摺)、

札ハサミ、ツ江、大師様ハラチ

(草鞋)メ代式百文、長ノ舟中小

使、大坂ノ丸龜迄百文、山和屋払

三百五拾文、上リ切手二百五文、

メ老貫八百三十文、旅立ヨリ惣メ

五貫百五十文惣入用

九月二日札初〇

一 道場寺（郷照寺カ）・崇徳天王 伯り米七合百拾文ノ米
寺・国分密寺・白峰寺・根香寺

三日○ 十一日○

一 一ノ宮・南泉寺・窪嶋（屋島）寺 伯り米五合、百文ノ米

一 藥王寺

八栗寺・志渡寺

阿波ノ国堺、猪喰（穴喰）所ヲ
番所ヲコエ土佐ノ番所遍テ伯ル
*「此処大用心」

一 長尾寺・大クホ寺 三里行伯ル米六合、百五メノ米

十二日○

五日○ 一 此日十里行テ伯ル庄屋フレ付
米六合百十メ米

一 靈山寺・極樂寺・金泉寺 伯り米六合、百廿メノ米

十三日●

一番せし行、イリ物ハツタイ
一 東寺・津照寺・西寺

六日○ 伯り米五合、百廿メノ米せし行、

一 大日寺・地藏寺・安樂寺・十樂寺

熊谷寺・法輪寺・切幡寺、川有、 切幡ニハツタイ此間ニ吉野川

十四日○

藤井寺 ト云大川有

一 神峯寺

七日○ 伯り米五合百メ米、木賃五十メ

一 焼山寺・一ノ宮 十二番ニせし行、イモ、此間ニ衛門三郎ノ茶堂有

十五日○

八日○ 一 大日寺・国分寺・一ノ宮
五臺山寺

一 大日寺・国分寺

一 常樂寺・国分寺・觀音寺・瑠璃 一里行伯ル米五合百廿メ、徳嶋

寺・思山寺（恩山寺）・立江寺 ノ町城下

十六日

一 禅師峯寺・雪蹊寺・種間寺

一 羈林寺 伯り米五合百四十メノ米

此日碁ヲ打 道留五ツ半ノ遊

此日四ツ時方出ル入道川（仁淀
川）舟渡シ伯ル十式メ、米六合
百廿メノ米

十日○ 一 清瀧寺・青龍寺

一 大龍寺・平等院・薬王寺 伯ル米六合百十メノ米、此日高

一 清瀧寺・青龍寺

江川舟渡し八メ舟渡し三里

一 十八日〇

四十二メ御免舟、是ヨリ壹里行伯ル
庄屋フレ付米六合百廿メ

一 江川渡シ八文、三里アルキ伯ル

道留四ツ時、米五合百四十メノ米

一 十九日〇

一 五社様・岩本寺

高水難渡五里行テ伯ル米五合百十メ米

一 廿日〇

一 四万斗川、此日下ノカヤト(下ノ加
江)云処ニ伯ル此夜未茂様ト同宿、此
処ニ荷物アツケマイル、米六合
百三十五メノ米

一 廿一日〇

同宿江戻テ伯ル米五合百三十五メノ米

一 廿二日〇

一 一足摺山

一 一寺山(延光寺)

舟渡シ川有、寺山ヨリ一里平行伯ル
舟渡し川ヲ渡テ町有爰ニ伯ル、米六合
百十メノ米

一 廿三日〇

一 一観在自寺(観自在寺)

二里行テ伯ル朝五ツ時松尾坂ノ番所ヲ
コヘ四ツ時イヨノ小山ノ番所ヲコエ夫
エリ七里行伯ル、米六合、米六合
百三十五メノ米

一 廿四日〇

一 廿五日〇

此日大風、宇和嶋城下、寺請改七ツ時
コエ無田(務田)ト云処、庄屋五ツ時
伯ル、米六合百廿メノ米

一 一稻荷山・佛木寺・明石寺

東谷(東多田)番所小山ノ切手ヲ取、
大洲城下ニ伯ル、米六合百十五メノ米

一 廿六日〇

一 一菅生山・岩屋寺

拾一里行熊野町(久万町)ニ伯ル、
米六合九十メノ米、此間道難儀
大川はた

一 廿七日〇

一 一浄瑠璃寺・八坂寺・西林

ヨリ六里行テ伯ル、此夜隣家ヨリ、
モチヲモラウ、米六合百メノ米、フト
ン

一 廿八日〇

一 一浄瑠璃寺・八坂寺・西林

トヲゴ(道後)ノ湯ニ伯ル、九時ヨリ、
道留、湯三度入、五ツ時ニ出ルフトン
壹米五合百メノ米、大師様御影ヲ買
此處ヨリ松山ノ城見ヘル、木賃五分

一 廿九日〇

一 一大山寺・圓明寺

ヨリ六里行木熊(菊間)六町伯ル、フ
トン、此夜米カハスモロウ

一 朝日〇

一延命寺・別宮太山寺(泰山寺)

別宮を向ニ今治ノ城見ル、国分

八幡サレイ山(作礼山)・国分寺

寺ヨリ一里行伯ル、米六合百文

ノ米

九日〇

山和屋、舟賃払、金壹歩払、五百文取、此日、丸亀二道留、舟ハ権見丸藤治朗

二日〇

一横峯寺

三里行伯ル、此山道難儀、フト

ン一、米六合百匁ノ米、フモト

二下テ伯ル也

此夜明六ツニ丸亀出ル備前ノ前加山(瑜伽山)参詣丸亀を七里、八ツ時田ノ上ヲ出、此夜難風ニ而、夜ノ内二舟二十三里行

三日〇

一観音寺・一ノ宮吉祥寺・前神寺

ヨリ六里行伯ル、小松ノ城下ニ

伯ル、米六合百匁、フトン壹

十日〇

朝、明石ニテ上ル、兵庫を三里行、伯ル、モトメ塚(求女塚)二宿、須磨寺参詣、此夜ハたコ百八十匁、方々へ参詣

一三角寺奥ノ院

三里行テ伯ル、此道を西条城下見ヘル、

金毘羅へ九里、伊予・替岐(讚岐)境

ヲ伯ル、米六合百十匁、フトン壹

十一日〇

一雲邊寺・小松尾寺・コト引(琴弾)伯ル、米六合百匁、フトン壹

八幡・観音寺・元山寺

六日〇

一弥谷寺・まんたヲ寺(曼荼羅寺)出釋迦寺・甲山・善通寺

伯ル、此夜米無難儀一せんめし

金蔵寺(金倉寺)・金毘羅大権現

七日〇

一道隆寺

札終五ツ時丸亀ニ付道留、大雨降、山

和屋傳治郎二宿

丸亀上り切手書様

城州愛宕郡小野郷中畑村富太郎壹人

右当地着船仕、往来切手形所持見届船揚候所相違無御座候、以上

天保五年午九月朝日^④を五十日切

讚州丸亀

八日〇

四ヶ国御番所

吉岡惣八

衆中

阿波番所入切手

城州愛宕郡小野郷中畑村富太郎耆人

天保五年午九月五日 此切手猪喰之番所二而取

大坂屋善平殿

土佐入切手書様

切手印、城州愛宕郡小野郷中畑村富太郎耆人

一遍路耆人但し九月十一日

甲ノ浦東股於御番所へ出頭、今日ノ日数三十日限り松尾坂迄參着之
筈、右之通委細申含候条、猶又念入相改可通候、尤札所順路之外者
堅ク御法度申聞せ候也

甲ノ浦方松尾坂迄順路道庄屋衆中

天保五年午九月十二日

和田惣右衛門印

伊よ小山之番所切手書様

遍路耆人、午九月廿三日 より道無用

切手七日切 小山御番所

東谷^{多田}之御番所二而小山之切手ヲ取

乗合參詣之時

山城 近江 武藏 加賀 松前 甲斐 山和 長州 伊勢 讃岐

舟兵庫津留即詩

八月波浪風雨多、船留尼岸伏溥波、騒人話書他郷恨、起臥透関我亦何、

慮夜泊

幸再航繫一谷灘、默中愁殺王飛盤、源平末話涙先落、夜半松声殺雨■

(裏表紙)

「天保五ツ年午八月廿二日

城州愛宕郡小野郷中畑村

波多野 富太郎」

(以下 *3—77)

(前略)

其ハ天氣のしるし

其ハひるからあめのしるし

其ハひるまであめ印

中頃あめの印

其ハあめふりの印

(中略)



天保五年午 城州愛宕郡

納経面書様 奉巡拜四国八拾八ヶ所

午九月 中畑村波多野富太郎

天保五年午九月城州愛宕郡中畑村

一納経書様 奉納四国中霊場同行何人

願主波多野富太郎



〔圖中〕「かさ七十八番、つえ八うたづ（宇多津）二而かいてもらう」

其日其日ニしるし候而はかりにかく

大坂よどや橋たゞや新右衛門へはきゑ付事へはるし

舟宿ハ此家よし内々船が廿三ばい有、外々ハ七は
いより大いのハ一軒もなし

〔波多野六之丞家文書〕箱三二七九・（＊）箱三二七七抜粹補足

【史料11】「村々江被仰渡書」

（表紙）

「村々江被仰渡書」

近年村々百姓并小前末々之もの迄風儀悪敷相成不取締之趣相聞候

二付、今般為取締左之通申渡

一御年貢諸収納方之儀毎々厳敷申渡置候処、兎角及遅滞殊二下作御年貢者格別延引相成皆済差支候二付、無是悲地^{（非）}地主立替致皆納置候得共
わさ事ニ心得、弥等閑ニいたし及遅滞候趣不埒之事に候、向後御年貢諸役ハ勿論下作年貢とも又村役人ハ触渡日限之通無遅滞急度可相納事

一博奕賭之諸勝負者前々御制禁之儀別而近来厳重申渡置候処、兎角不相止品々名目を付賭之勝負事いたし候者有之由相聞不届之事二候条、村内相互ひ二心附合五人組限猶更取締いたし、博奕ニ似寄候賭之勝負いたし候者有之候ハ、早速村役人江可相届、此已後不時見廻り之者差遣候条見廻り之者召捕候ハ、村役人迄咎可申付、勿論見廻り之者不召捕候とも不相止風聞等有之候ハ、僉儀之上召捕嚴

重可令吟味条無油断可致穿鑿事

一 小野郷村々之儀、重二山稼いたし御年貢上納足合候二付而者、杣木挽共他国方多人数入込候趣二付、猶更村役人共心を付、聊二而茂博奕ニ似寄之賭之勝負事いたし候ハ、他国之者ニ而も無用捨差押へ、御役所へ召連可罷出事

一 借金銀其外諸出入等出訴已前相手方へ精々及引合不片付候ハ、先方村役人江相届得と及示談実々下済難相調候ハ、出訴可致処、引合等閑ニいたし置軽々敷訴状差出候より相手方者出訴已前一応之引合も無之趣之通答書差出候、出入毎二有之上を不恐致方不埒之事二候、以後右体之義於有之者、其節之吟味次第急度可申付候、尤双方并村役人等ニ至迄猥ニ代人差出申間敷事

一 村内之婚礼其外之祝儀奢ケ間敷儀、決而致間敷旨前々申渡置候付、銘々心附居候義二者候得共、以後忘却不致法式を不失迄二取結ひ嚴敷儉約相守、聊二而も失費無之様心掛万端質素ニ可致事

一 右祝儀之節若年之者共申合振舞料と乞候坎、又者其家へ押込酒狂之上狼藉之事共有之由相聞へ不届之事二候、向後右体不埒之所業いたし候者有之趣相聞へ候ハ、吟味之上急度咎可申付事

一 村内不幸之節相互二世話いたし合候ハ、当家之もの者悲歎ニ而力を落し不行届候故、世話致し合候儀二付其心底を察し不益之雜費不掛様穩便実意ニ世話可致遣、親子兄弟等ニ死別愁ひ居候もの之方二而、猥ニ呑喰等者致間敷儀、勿論向後者時分ニ成合候事之外当家より酒杯差出候義致間敷事

一 近年百姓并下男下女とも分限不相応之衣類諸色相用ひ候由心得違之事二候、已後弥儉約質素ニいたし花美之品決而相用ひ申間敷事

一 心願有之諸国神社仏閣拜礼、或者出稼ニ出度候ハ、親并親類村役

人江申立候上、村送一札奥書之儀御役所へ願出可申、無斷勝手俣二出候もの有之候ハ、吟味之上急度咎可申付間心得違致間敷事

村役人

連印

〔出谷区文書〕

一惣而村役人之申付を不相用族有之、其上近来仮初二も小前之者共寄集、或者其党二不加もの方江者一同申合難題等申懸ヶ候趣相聞不埒

之至二候条、已来何事二よらす右体之儀有之候ハ、其趣意之善悪

二不拘嚴重可及吟味条、兼而相心得村役人之申付候義、不相背決而

大勢集会致間敷事

但村役人不筋之義申付候ハ、其由可申出事

前書之趣此度御廻村私共被召寄、御取締方厚御教諭之上御箇条之

趣違失不仕、妻子并同居人之もの江者名前主へ常々為申間心得違

不致様心得可仕旨、被仰渡難有承知奉畏候、依之御請印形奉差上

候、以上

城州愛宕郡小野郷

中津川村

嘉永元申年七月十九日 中畑村

出谷村

同州葛野郡小野郷

東河内村

西河内村

中村

下村

上村

真弓村

杉坂村

惣百姓

〔史料12〕文久三年「御除料村方改水帳」

(表紙)

「文久三年

御除料 城州愛宕郡

村方改水帳

亥 小野郷

十二月 中津川村」

当村義ハ從往古可有之処之古水帳、後年二至テ全田畑高附山等細見睨ト難相分、依而此度相改水帳取調田畑反畝歩並二高附山共委敷記シ置もの也

此小前

上田壺反歩二附 石盛壺石四斗代

下田壺反歩二附 石盛壺石代

上畑壺反歩二附 石盛壺石代

下畑壺反歩二附 石盛六斗代

奥町

一高式石九升六合

萬之丞(印)

居屋鋪

一上畑式畝三步 分米式斗一合

字あら堀

一上田五畝十二歩 分米七斗八升四合

字同断

一下田壹畝六歩 分米壹斗貳升

字同断

免貳分八厘八毛

一下田壹畝六歩 木畑成取下分米主壹貳尺

中畑棕之本

一上田三畝廿歩 分米五斗壹升貳合六尺

字山神之上

一下畑貳畝歩 分米壹斗貳升

字中

一上畑貳畝四歩 分米貳斗壹升三合

字屋しき之後

一下畑貳畝五歩 分米壹斗三升

一高附山 萬之丞(印)

一字狼ヶ谷 貳ヶ所

一字奥之谷 壹ヶ所

一字じやら西原谷 貳ヶ所

一字熊ヶ谷岩うろ口 壹ヶ所

一字門谷籠岩 壹ヶ所

一字南谷空山 壹ヶ所

(中略)

右之通一筆限相改候田畑反畝歩之義ハ、去ル天保拾三寅年從御役所様御改有之、猶又其後万延元申年御改有之、其節古水帳調べ候得共委敷不相分、且地所も不都合之場所有之、帳面難調候附地所無之分ハ当時

村小前持地之山裾ヲ備地致、或ハ村空間地村等ヲ見繕大法水帳認御役所江ハ差上置候得共、彼帳面ハ睨卜証跡ニ難相成候而、此度村中立会当時銘々御年貢相納候支配地并二村潰株地所共相改、此帳面取調致上ハ是二而少しも相違無之候、仍是村中連印致置候、仍如件

若後年至り古水帳出候共、一切証跡ニ致間敷候、尚又田畑山地等附彼是論所出来候とも、此帳面ヲ以其時之村役人可相改もの也

城州愛宕郡

小野郷

中津川村

文久三年 庄屋 万助(印)

亥ノ十二月 年寄 萬之丞(印)

百姓代 弥兵衛(印)

組役 勝三郎(印)

同役 次之丞(印)

同役 紋太郎(印)

榮之丞(印)

甚之丞(印)

清次郎(印)

菊太郎(印)

長次郎(印)

新兵衛(印)

恒之進(印)

伊兵衛(印)

喜右衛門(印)

忠蔵(印)

作之丞 (印)
紋之丞 (印)
源之丞 (印)

(「雲ヶ畑自治会文書」)

【史料13】〔嚴島神社由緒〕

神社

社号 嚴嶋神社

社格 村社

旧時称号 天津石門別稚姫神社

社格 從五位上名神大社月次新嘗祭ヲ被受

参照 三代実録

貞觀五年從五位下天津名門別稚姫神進〔從五位上〕、同七年六月庚戌
二十二日 (紀元千五百二十五年) 辛未山城国從五位上天津石門別稚
姫神列_二於_一官社_一

延喜式 神名帳 葛野郡之部

天津石門別稚姫神社、名神、大、月次、新嘗、其他庸州府志、伊呂

波字類抄、神名記、神名帳考、山城名勝志、大日本史、神祇誌料、

五畿内志、神社兩数録 (明治六年鈴鹿連胤著) 等ニ悉ク記載セルモ

繁文ニ付省略ス

神名帳考証

天津石門別稚姫神社、名神、大、月次、新嘗、三実貞觀七年六月

二十二日山城国從五位上、天津石門別稚姫神列_二官社_一、或曰今雲畑

弁天社此乎石門別稚姫神 (古木訓ウトケノヲカノカミ)

山城国式社考 (嘉永元年戊申冬十二月下旬水嶋永政著)

天津石門別稚姫神社、名神、大、月次、新嘗、在所未詳或曰雲ヶ畑

弁天是乎、按この雲畑弁財天後山石巖ニあり、一は大ニは小なり、
石門とも云ふべき勢也云々

現状神殿ノ上後部ノ山ニ二間及び五間ヲ隔テ、丈余ノ雙岩アリ、左方
ハ大、右方ハ漸や小ナリ、古来石門岩ト称ス

神名帳考証卷一

天津石門別稚姫神社 (名神大月次新嘗)、常磐村常磐森 大宮売神、

旧時紀云 天照大神開_二磐戸_一而窺_レ之令_下手力雄神奉_二承其御手_一引

而奉_レ出_中新殿_上、令_三大宮売神侍_二於御前_一、按高魂命孫大宮売神乎、

或云令雲島有_二弁財天社_一此乎。(度会延経)

祭神 天津石門別稚姫神

創立 年代幽遠ニシテ記録 (国ニ元弘年間北条高時六波羅ニ破ル、際、

残党当庄ノ官人出京常勤シテ、主上三公ニ随ヒ帝王所々へ御立退

アラセラレ候節、壮丁等ヲ率ヒテ供奉シ、老幼婦女ノミ在村ノ際

当庄へ押寄来リ、神社寺院諸家ニ火ヲ掛ケ人家残ラズ焼亡ス、実

ニ社寺并ニ諸家ノ由緒記録累代ノ什器具等悉ク灰燼ス云々 (古文

書拔萃)ノ徴スベキモノ無ク推考スベカラズト雖モ、貞觀五年以

前ナルヲ知ルベキナリ、或ハ曰ク岩屋神降巖窟ニ垂跡アラセラレ

同山ニ奉祀セラレシヲ、弘法大師御再興ノ砌当所ニ移祀セラレシ

ナラン、元弘ノ焼災ニ以前ノ記録及当社モ災害ニ罹リ徴スベキナ

キハ痛歎ニ堪ヘザルナリ

由緒 不詳

備考 桓武天皇延暦十三年 (紀元千四百五十四年) 平安京へ御遷

都ニ際シ皇室ノ御用水タル水源ヲトシ、又御用材御伐出ノ地域ト

シテ御新政ノ御初皇祖ノ石門ヨリ御出現ノ神容ヲ奉祀セラレシナ

ラン乎、曰ニ当地（御用水ノ水源ナル）ニ墳墓地ヲ置カズ、古来今ニ至ルモ死屍ハ山ヲ越ヘ水流ノ桂川ニ落ツル所ニ葬ル

沿革及両部ノ関係

古往ノ事蹟ハ考料スベカラズト雖モ、中古両部説盛ナル時代ヨリ祭神ニ稚姫ノ称アルニヨリ、時ノ流行ニヨリ石門別ノ弁天或ハ雲ヶ畑ノ弁天ト誤伝シ遂ニ神号ヲ亡失スルニ至リ、明治初年御調ノ節神社号ヲ附スルニ当リ、弁財天ニテハ天部ニ関シ存立相成リ難シトノ論示ニ基キ、軽忽ニモ弁財天ニ重キヲ置キ安芸ノ宮嶋ニ倣ヒ附会シ、誤テ現称ニ届出タリ、而シテ嚴島ハ島名ニシテ神名ニ非ルヲヤ、以テ誤謬タルヲ知ルニ足ル、而シテ又弁財天ヲ祀レル祠ノ所在ニハ必ズ海潮、湖、池、沼等水潮ノアラザルナシ、独リ当社ノミ之レアルナシ、亦以テ其然ルニ非ルヲ知ルニ足ル

祭式（御供へ物）御神酒壹対、塩壹台、御幣二、御供二台（但餅米ヲ蒸シ用ユ）鮫壹連、壹台、鯛壹対壹台、鯉壹対壹台、蘿蔔壹連、菓物壹台、混布壹台（但明治四十年迄）、灯明数多（但御火焼祭ノ節ハ別ニ神殿前両側ニ焼火ヲナス）、祭日往昔ノ事ハ不可考ト雖モ、明治初年頃ヨリ毎年五月ニナシ日ハ未定ナリシモ明治四十年ヨリ五月十二日ニナシ、御火祭ハ毎年十一月亥ノ日（八月二回ノ時ハ前ニナシ三回ノ時ハ中ニナス）、以前ハ春秋兩度ノ祭典ニハ村内ノ旧家巡回リニ之ヲ勤メ、稚児（処女）ヲ出シ主人ヲ祢宜ト称シ、各旧家ノ主人附添ヒ従事シ、旧家ナラザルモノハ年々当家ト称シ抽籤ニテ之ヲ定メ、祭祀ニ関スル事務ニ従事ス、祢宜ヲ勤ムル一家ハ其年一月ヨリ諸ノ汚穢業ヲナサズ、神掌（神官）職奉仕以來總テ神職奉仕ス

社地 愛宕郡雲ヶ畑村字宮ノ本式拾六番地
宅地反別 壹反拾參歩 境内

境外 全村字惣谷壹番地、山林八畝拾五歩

社殿 四米二 五米六 内陣（七尺四寸／五尺四寸）

拜殿 壹間四分 四方

序舎（本末） 貳間 五間

殿宇再造之録

弁財尊天者世々為此地之氏神也、尋於其濫觴年深遠而不識、為幾千歲今所廢之古宮社者、貞享五年（紀元二千三百四十八年）所奉再建者也、年歴及百十有三年今亦氏子發願而奉造新宮、誠善尽美尽至哉乎、以伝後代奉尊敬之者也

于時寛政十二年（紀元二千四百六十年）孟夏吉祥日

藤原末流宮口平三郎政延謹造之

城州愛宕郡小野雲ヶ畑中畑郷在

大弁財尊天女王御拜殿、其疇昔寛永二乙酉年（紀元二千二百八十五年）于新建立之処歳歴及大破因今再造立者也

鬮村内家内安全家業繁榮子孫長久息災長寿專禱

大工巧匠

若州住藤原定政末流

一瀬平三郎藤原政延敬白

維時文化甲子年（紀元二千四百七十七年）四月吉祥日
今上皇帝、聖寿無疆、皇家長久、維時文化甲子天

奉再造立大弁財尊天女王御宝前拜殿一字 敬白

国土静謐、五穀成就、庄内豊饒、四月吉祥日伏願

古器物記載

矢之根壹個（但錐方形ニシテ、矢先四寸四方、根六寸、総長壹尺四分、根之中間上部二目貫孔アリ）

瑞垣新造

大正四年十一月竣功、御大札紀念トシテ氏子中ヨリ寄進

宮殿外割改築

昭和二年御大札紀念トシテ氏子年来ノ希望ニ依リ計画シ、全十一月京都府知事ノ許可ニヨリ着手、昭和三年五月竣工セリ、工費二千七百余円ヲ要セリ

大工 安井健治郎 西嶋八十蔵

監督 高橋幾太郎 秦八十松

工費内訳

一一五〇円 木材及木挽賃 五〇〇円 大工手間

五五〇 銅屋根葺手間 六五 戸仕立代

一一五 人夫賃 一二五 其他諸費及小修理

百円 落成式諸費 一〇〇 監督報酬

右財源トシテ千二百五十円ツ、中畑、中津川、両区氏子ヨリ寄附シ不足分ハ不用品払代及通常会ヨリ支出セリ

石灯笼

御神前石灯笼 二基（左記意趣ニ基共彫刻アリ）

右意趣

此山青石作場我々相伝所虎石、似妨欲奪取去己酉以来六曆官訟、幾回数尽決勝負終開喜悅之、眉畢依之神感直道難有奉存者也

願主寺町久遠前

延宝四丙辰年卯月吉日石之御大工 左衛尉

同荒神町

石屋森仁左衛門

境内摂神

八幡神社（祭神応神天皇）元中津川町字一ノ瀬ニアリ（二尺一尺九寸）

灯笼二基、年代不詳

稻荷神社（全稻倉魂命）元中畑町字里ニアリ（一尺六寸／一尺三寸）

灯笼二基、大正四年御大典紀念トシテ建設

高橋神社（又山之神ノ社と称ス祭神大山祇尊）元中畑町字宮本ニアリ（二尺八寸／一尺五寸）灯笼一基、文化十年癸酉十一月秦官蔵

山之神社（祭神天御中主尊）元中津川町字奥町ニアリ（一尺八寸／一尺五寸）

本社奉灯二基、大正四年御大典紀念 波多野柳蔵

氏子 六十戸

明治四十年三月一日京都府告示第八十四号以テ明治三十九年四月勅令第九十六号ニ依リ神饌料幣帛料ニ供進シ得ベキ神社ニ指定セララル

社格 村社

例祭々式

当日早且（自カ）神職神殿ヲ裝飾ス

定刻神職（社掌）以下幄舎ニ着ク

次 村吏社頭ニ参向シ幄舎ニ着ク（手水ノ儀アリ）

次 村吏幣物ヲ門内ノ辛櫃ニ納ム（但随員挙行スノ辛櫃ハ庭上便宜ノ所ニ置ク）

次 社掌殿ニ昇リ御扉ヲ開キ再拜畢テ側ニ候ス、此間奏樂ス

次 社掌以下神饌ヲ伝供ス奏樂

次 社掌以下神饌ヲ伝供ス奏樂

次 社掌以下神饌ヲ伝供ス奏樂

次 社掌以下神饌ヲ伝供ス奏樂

次 社掌以下神饌ヲ伝供ス奏樂

次 村吏幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ仮ニ案上ニ置クヘ隨行員奉行ス

次 社掌幣物ヲ執テ神前ノ案上ニ奉ルヘ再拝拍手

次 祝詞ヲ奏スヘ再拝拍手(祝詞ハ後ニ記ス) 畢テ

次 村吏玉串ヲ献リ拝礼畢テ帳舎ニ復スヘ玉串ハ隨行員執テ傍ニ就テ之ヲ付ス

次 隨行員拝礼

次 社掌玉串ヲ献リ拝礼畢テ本所ニ復スヘ玉串ハ神職執テ傍ニ就テ之ヲ付ス

次 神職拝礼

次 氏子総代拝礼

(波多野六之丞家文書「箱一―四九」)

【史料14】「村社巖島神社御由緒調査書」

村社巖島神社御由緒調査書

祠掌波多野六之丞調進

古考ノ伝説

謹而按ズルニ、当祭神ハ素ト磐戸別大明神ト申奉リ、大弁才天女王尊神即チ大日靈貴尊ニシテ天照太神也、御由緒并ニ創建時代等幽遠ニシテ記録ノ徴スベキナク詳悉スル不能ト雖モ、古來傳承スル所ニ因レバ氏子ハ手力雄命ノ子孫ニシテ、世々雲ヶ畑ヘ雲ヶ畑ハ元ト中畑村・中津川村・出谷村三ヶ村ノ総称ニシテ、岩屋畑トモ称シ旧小野郷十ヶ村ノ内ナリ、明治七年合併シテ雲ヶ畑村ト称ス。村ノ内中畑・中津川ヘ元ト小野六郷ノ内中畑村・中津川村ヘ両部落ノ産土大神ナリ、宮殿ノ上後方ニ式間及五間ヲ隔テ、丈余ノ雙巨岩アリ、世人伝ヘテ磐戸岩ト称

ス、老樹ト共ニ古色鬱蒼トシテ宛然神代ノ遺址ノ如シ、往昔手力雄命大神ヲ援出スノ靈地也ト、即チ奉尊シ岩前ニ祠ヲ建テ命子孫永ク茲土ニ奉仕スト、故ニ今ニ至ルモ両部落ノ蒼生ハ身材強偉他ノ民人ニ超越スト伝称ス、然リ而シテ明治初年其筋ノ御調ニ依リ神社号ヲ付スルニ当リ、大弁才天女王尊神ニ附会シテ誤テ現称々届出タリ、因テ熟ラ惟ルニ巖島神祠ノ在ル所何地ニ参スルモ、潮水・池水又ハ泉水ヲ宮殿ニ引カザルナシ、而シテ当社独リ之レ無シ、依之觀之バ其附会タルヤ明ニシテ、大弁才天女王尊神ト奉称スルハ即チ天照大神タルヤ必セリ又当村ニ於ル古考ノ旧記ニ因レバ、皇城乾勅願所岩屋山金光峰寺賜紫志明院ヘ当神社ヲ距ル式十余町ノ川上ニアリ以下略シ岩屋山ト書スルモノ亦同ジハ、往昔天津太神降臨ノ巖窟ニシテ我朝万民ノ病患ヲ憐ミ、窟中ヘ一大巨窟ノ中程ニ広凡五間余ニ三間余ノ大窟アリ、中数十人ヲ容ル、ニ足ル、今ニ終奥ニ潔水滴ルヘニ靈泉ヲ湧出シ、患者之ヲ服スレバ癒ヘザル事ナシヘ以上岩屋旧記ニ徴スレバ、神代ノ昔当地土居民アリシヲ知ルニ足ル、其後人皇ニ及ンデ、武烈天皇・繼体天皇ノ際倭彦王此地ニ隱棲シ、孝德天皇ノ御宇白雉元年、役行者登山シ数月禪定ヲ修シ衆生ヲ濟度スヘ因ニ誌ス岩屋山ヲ本大峯ト称ス、以上岩屋旧記ニ今ニ座禪石存ス、又桓武天皇ノ御宇延暦十一年大僧都空忍大阿闍梨当村ニ来リ福藏院ヘ当神社ヲ距ル七丁余ノ川上ニアリヘノ開基シ、淳和天皇ノ御宇天長元年四月八日入寂ス、時人仰テ歸依スル者多シヘ以上歸命山無量寿福藏院旧記、同年号ノ六年弘法大師叡願ニ因テ岩屋山ニ登リ、皇城鎮護ノ秘法ヲ修シ不動尊ヲ彫刻シ一切衆生ノ諸願ヲ成就セシム、爾來同山ヲ皇城乾勅願所ト定メラルヘ以上岩屋旧記、其後貞觀十三年二月二日文德天皇第一皇子小野親王惟喬殿下、当村ニ御隱遁御落飾高雲寺ヘ当神社ヲ距ル四町余ニシテ共々中畑部落

ニアリ。ヲ開基セラル、供奉ノ臣下皆近傍ニ居住シ、親王ハ同十五年二月二十日御寿二十有六マテ同寺ニ御薨、隣村字東河内へ同地ハ元ト小野六郷ノ内ニシテ東河内村ト称ス、当神社ヲ距ル山径ノ嶮峴ヲ隔テ殆ンド二里、現今葛野郡小野郷村大字大森中ノ一部落ナリ。ニ祀リ、大宮神社ト号ス、祭日ニハ当村ヨリ旧臣ノ子孫参向主トシテ祭祀ニ奉祀スへ以上九龍山高雲寺旧記及供奉セシ子孫ノ家系ニ依ル。ニ徴スレバ、同寺ノ近傍ニ最然祭神アリシヲ証スルニ足ル

又宇多天皇ノ寛平三年、御願ニ因リ管相丞蒙勅命岩屋ニ登山シ一刀三礼ノ不動尊ヲ彫刻へ世人之ヲ七難除ノ不動ト云フ。ス、御歴代御即位ノ節勅使参向、宝祚長久天下太平ノ為御開扉アリへ勅使参向毎ニ往古ヨリ当村ノ旧家ニテ御休息被仰付其御用トシテ旧家へ御紋付ノ御幕高張等御下附アリシ、以上岩屋旧記及当村旧家ノ記録ニ依ル。以上数多ノ記録ニ徴スルモ其時代居民夥多ナリシヲ証スルニ足ル、而シテ神国民ノ住スル所巖然祭神アリシヤ必セリ、加之村内ニ皇城ノ勅願所ノ在ルアリ、且ツ本村ハ京師ヲ距ル三里余ニシテ隣村ハ何レへ通スルモ、皆小径嶮峴ヲ隔ル殆ンド二里ノ孤村ナルヲヤ、豈ニ域内ニ一ノ祭神ナル可ケンヤ、亦以テ証トスベシ

社蔵其他古文書

御神体へ梵字ニ蓮花へ(円満形ニシテ両耳アリ)へ(用材檜)

御裏面ニ(弘治三丁巳卯月七日)トアリ、但往古ノ御神体ハ堙滅シ

中古改メ奉スルモノカ

奉正遷 弁財尊天(劍形)(用材檜)

御裏面、寛政十二年 歳次祭主陰陽寮官人、正治天神 へ山城国小

野郷之内中畑中津川兩村之産子ノ神社へ吉田若狭介源有商謹令修

行、庚申四月三日

殿宇再造之記録(用材檜劍形)

弁財尊天者世々為此地之氏神也、尋於其濫觴年深遠而不識為幾千歳、今所廢之古宮社者貞享五年所奉再建者也、年曆及百十有三年今亦氏子發願而奉造新宮、誠善尽義尽至哉宇以伝後代奉尊敬之者也
干時寛政十二年孟夏吉祥日

藤原末流宮口平三郎政延謹造之(書判)、

大工若州大飯郡日置庄

以上書類神殿内庫ニ奉納

山城国愛宕郡小野郷中畑村中津川村産神弁才天宮座 惣大夫

社職之進退須專守神祇道規範、年中之祭式着風折烏帽子淨衣、宜謹勤神事者神道之状如件

文政二年五月十六日

神祇 管領 朱印

古器物記載

矢ノ根 壹個

但錐方形ニシテ先四寸四分矢根六寸総長一尺四分、根ノ中間上部

二一ノ日貫孔アリ

鱧口 壹個 兩耳アリ直径五寸八分余

以上神殿外庫之内ニアリ 神殿前、右之通土向也

(波多野六之丞家文書「箱一一一五二」)

【史料15】大正六年「神社名称訂正願」

神社名称訂正願

京都府愛宕郡雲ヶ畑村 鎮座

(朱書)「天津石門別稚姫神社」 村社 巖島神社

按スルニ本社ハ、延喜式所載天津石門別稚姫社ニシテ本村中畑中津川ノ産土神ニ有之候処、近古以来其祭神ノ姫神ナルガ為メ、通俗信向ノ多キニ依リ自然弃財天トナシ、石門別弃財天又ハ雲ヶ畑弃財天ト唱ヘ来リ候、然ルニ明治ノ始メ神仏御取分ノ際、弃財天ナレバ仏ニ付神社ハ廃止可被命事ト相成ベキ際、村老共集会致シ已ニ弃財天ト唱ヘ候上ハ、竹生嶋ニテモ巖嶋神ニテモ何レニテモ名称ヲ附ケ、其保存ヲ謀ルベシトテ、遂ニ巖嶋神社ト社名ヲ届出候モノニ有之候テ、別ニ根拠モ無之候、本社ノ天津石門別稚姫神社ナル事ハ、別紙考証書類ニテ已ニ充分ニ有之、且其石門ナルモノ社地ノ上ニ現存候ニ付テハ、此際朱書ノ通り社名御訂正許可被成下度、此段奉願候也

大正三年十二月一日

京都府愛宕郡雲ヶ畑村

村社巖嶋神社々々掌

全

波多野六之丞(印)

上氏子総代

安井弥平(印)

全

上氏子総代

波多野浅太郎(印)

京都府知事大森鍾一殿

天津石門別稚姫神社考証書類

一石門岩ノ事

本社地ハ古来一定不動ニ有之、本社ノ上ナル山麓二十数ノ巨岩相併ビ、相距数十尺ニシテ居然石門双闕ノ状ヲナセリ、古来石門岩ト称

シ神名ノ起因スル所ナリト伝称セリ

一三代実録

貞観七年六月庚戌二十二日辛未、山城国従五位上天津、石門別稚姫ノ神列於官社

一延喜式 神名帳 葛野郡

天津石門別稚姫神社 <名神大、月次、新嘗>

一雍州府志 葛野郡

天津石門別稚姫神社 <名神大、月次、新嘗>

一伊呂波字類抄

天津石門別稚姫神社 <山城国愛宕郡 名神大月次新嘗>

一神名帳考証 葛野郡

天津石門別稚姫神社 <名神大、月次、新嘗>

一三実 貞観七年六月二十二日、山城国従五位上、天津石門別稚姫神、

列官社、或曰、今雲ヶ畑弃財天社、此乎、石門別稚姫神古本訓ウト

ケノヲカノカミ>

一山城名勝史 葛野郡

天津石門別稚姫神社 神名帳

三代実録云、貞観七年六月二十二日辛未、山城国従五位上、天津石

門別稚姫ノ神、列官社

一神明記 葛野郡

天津石門別稚姫神社 <名神大、月次、新嘗>

一大日本史 神祇之部 山城国葛野郡

天津石門別稚姫神社 <按今、愛宕郡鷹ヶ峯北、有巨岩、呼曰石門、

是其旧蹟也>貞観五年自從五位下進從五位上 <本書為大和国誤、

今抛七年条、訂之>七年列官社 <三代実録>延喜制、列名神大社、

預四度官幣、〈延喜式〉

一 神名帳考

天津石門別稚姫神社 〈名神大、月次、新嘗〉、三代実録云貞觀七年六月二十二日 山城国從五位上、天津石門別稚姫ノ神、列官社、或曰今、雲ヶ畑弁財天社、此乎

一 山城国式社考

天津石門別稚姫神社 〈名神大、月次、新嘗〉、在所未詳或曰云、雲ヶ畑財天、是乎〈按この雲ヶ畑弁財天社後山、石巖二あり、一は大一小なり、石門とも云ふべき勢也 又此地岩屋と云ふ所に香水の窟と云ふあり、小水したゝる靈所と見えたり〉

一 神祇誌料 葛野郡

天津石門別稚姫神社 今廢れたり、〈山城志の按今、愛宕郡鷹ヶ峯の北に、石門と云ふ大岩ありて、自ら門の状をなせり、蓋神社の旧趾なり〉清和天皇貞觀五年二月丁未、從五位下天津石門別稚姫神に從五位上を授け、〈按、本書、從五位下の上、大和国の字ありて、彼国高市郡天津石門別神社なるか如く思はるれど、稚姫の二字にて本社なるごとし、七年の条と位階も同じきを思ふに大和国は山城の謬なる事明かなり、故に之を訂す〉七年六月辛未、從五位上天津石門別稚姫神社を官社とす 〈三代実録〉醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、月次新嘗祈年案上の幣帛に預る〈延喜式〉

一 五畿内誌 山城国愛宕郡

天津石門別稚姫神社 〈名神大、月次、新嘗〉、貞觀七年六月從五位上、天津石門別稚姫ノ神、列官社、〈見三代実録、在鷹ヶ峯の北〉今呼石門、巨岩並立高サ丈余似門開之状、有妙見祠俱廢ス〈式属愛宕郡今入本郡〉

一 神社覈録 葛野郡 (明治六年鈴鹿連胤著)

天津石門別稚姫ハ阿麻都伊波止和氣和加比売と訓べし、〈祭神明なり在所詳ならず〉山城志に鷹峯北今呼石門、巨岩並立高丈余、似門開之状、有妙見祠俱廢、今属愛宕郡と云へり、猶土人に問て慥ニ定むべし、右諸書ノ記スル所ヲ考フルニ、其葛野郡トアルハ本郡西部ハ古来丹波国桑田郡又葛野郡ニ属セシモ漸々郡界ニ變更アリシナリ、雲ヶ畑ハ旧ト葛野郡小野郷ニ属シ居タリシガ、元禄年間更ニ分割シテ本郡ニ編入セラル故ニ、元禄以前ノ書ニハ皆葛野郡ト記シ、元禄以後ノ書山城志ノ如キハ之ヲ愛宕郡ト記シタルナリ、古書中鷹ヶ峯村ノ石門ニ当ツルモノアルモ、是ハ愛宕神社ノ此地ニアリシ時ノ遺物ニシテ本社ト關係ナキモノト考ヘラル、且其辺ニ本社ノ伝説アル事ナシ、本村ニハ已ニ石門岩アリ、且本社ハ古来其下ニ在リテ異動セシコトナシ、是レ本社ヲ以テ天津石門別稚姫神社トナス所以ナリ

(「波多野六之丞家文書」箱二二—二二六)

(3) 京都御獵場

【史料16】明治二十九年「御獵場御設置願」

御獵場御設置願

京都府愛宕郡

雲ヶ畑村

右本村ハ京都ヲ距ル西北三里余山村、総反別千四百六拾七町余歩アリテ耕地僅少ナリ、随テ該山林ニ棲息スル猪鹿夥ダシ、我当路茲ニ見ルアリテ曩キニ主獵局ヨリ御獵場御設置相成候ニ付テハ、闔村歡喜雀躍罷在候処、豈計ランヤ区域内中鞍馬村等全村ノ幾分御獵場ト相成候村

民中職獵者ノ困難ニ陥ルノ故ヲ以テ主動トナリ、愚民ヲ煽動シ遂ニ当
 村ノ頑民兩三輩ヲ引入レ郡衙へ逼ル等種々不敬ナル所為ヲナシ、終ニ
 明治廿三年七月解御獵場トナレリ、嗚呼嘆ゼザランヤ年来全村ノ熱望
 セシ御獵場一二頑民ノ為メ一朝ニシテ廢セラル、村民現時落胆ノ状相
 像ニ不堪、茲ニ於テ乎本村内ニアル他ノ村民ヨリノ煽動ニ依リ主動ト
 ナリシ頑民ハ、全村ノ指摘スル所トナリ遂ニ他郷ニ流剝スルニ至レリ、
 是レ御獵場設置ヲ熱望セシノ余ニ出スト雖モ、抑又拳村臣民ノ分ヲ弁
 スルモノト云フベシ、就テハ何卒今一応御獵場御設置ノ恩命ヲ蒙リ候
 ハ、全村民ノ喜ヒ何者力之ニ加カン、就テハ先年御獵場御設置ノ際
 被害等取調候処、全村一ヶ年ノ被害概算五百円ノ見込ニ有之候間、何
 卒村望御洞察ノ上御獵場御設置成被下度、隨テ御設置ノ上ハ被害ニ對
 スル相当ノ保護料御下賜相成候ハ、有難仕合ト奉存候ニ付、願意御
 聽届被成下度比段奉願上候也

明治廿九年六月十八日

愛宕郡雲ヶ畑村長高橋栄太郎(印)

愛宕郡長片山正中殿

(中略)

御獵場区域書類一式調書集

明治廿九年六月十七日 愛宕郡雲ヶ畑村役場

第一二二号 写

上伸

今般御獵場区域御取調ニ付、当部内耕地作物等猪鹿ノ為被害セラル
 見込等取調候処、別表ニ記載之通ニ有之候間此段上伸候也

愛宕郡雲ヶ畑村

明治廿一年十一月廿二日

戸長安井弥兵衛印

愛宕郡長松野新九郎殿

御獵場区域取調書 雲ヶ畑村戸長役場

雲ヶ畑村	村名	山林有	山林有	耕地	全上猪鹿 被害反別	目下威統 免許区域 反別	区域内職 獵人員	人口	戸数
七六四一 町拾百千				田六町 八反 六畝	現今三町歩 将来 六町八反六畝分				
壹畝 式反 烟四町				烟四町 壹畝	現今壹町五町歩 将来 二町七反壹分				
				一千式百 五拾坪					
				式拾人					
				五七四 人拾百					
				九拾式戸					

一雲ヶ畑村ハ極山間ニシテ耕作物ノ儀八年々猪鹿ノ為メニ害セラレ、
 人家ノ近傍ハ無害地ナレドモ将来御獵場ト被定、銃獵禁止トナレバ
 猪鹿ノ為メ田畑全部被害ノ見込ナリ、然レトモ年々秋季ニ至リ凡日
 数六十日間人夫ヲ以テ猪鹿ヲ追散セハ、其害ヲ免カル事アルベシ
 一御獵場ト被定シ上ハ獵場見廻り役ハ高山元次郎ナルモノ相当ノ人
 二御座候

加茂川以西地ノ粗図面 (図略)

明治廿一年十一月廿二日 愛宕郡雲ヶ畑村 戸長安井弥兵衛(印)

御獵場監守人名

愛宕郡雲ヶ畑村

高山元治郎 四十二年

右之者監守適任ノ者ニ付此段上伸仕候也

愛宕郡雲ヶ畑村

明治廿一年十二月八日 戸長安井弥兵衛印

愛宕郡長松野新九郎殿

発第八八号

御獵場ノ義ニ付上伸

御衙ヨリ本月四日附ヲ以庶第一六八五号以テ、御獵場区域之儀ニ付テ部内人民不穩之情况有無等御尋問之廉了承仕り候、就テハ当部内雲ヶ畑村ニ於テハ現今差支へ、且人民不穩之沙汰無之候へとも、往々猪鹿増殖之見込ニ抛リ、然ル上ハ自然作物ニ被害ヲ受クル可キ儀ト相考候へとも、自今ニテハ未夕被害セラレザル儀ニ候間、此度上伸候也

明治廿二年十月卅日 愛宕郡雲ヶ畑村役場印

本郡役所庶務係御中

御獵区域内ニ係ル事項、至急御取調之廉々前記之通ニ有之候条、此段上伸仕候也

明治廿二年十月十一日 愛宕郡雲ヶ畑村役場印

本郡役所庶務係御中

御獵場区域ニ係ル取調書

雲ヶ畑村

一諸反別 千五百九町壹反八畝廿七分

内訳

山林千四百九拾四町八反九畝廿七步ノ内へ官林廿七町五反六畝廿四分ノ山林千四百六十七町三反三畝三分

耕地拾壹町壹反三畝壹歩ノ

宅地三町壹反五畝廿九歩ノ

一戸数九拾貳戸 此人口四百八拾五人 内訳

農 五拾四戸 人口へ男百三十五人ノ女百四十三人

工 八戸 人口へ男十九人ノ女廿二人

商 十八戸 人口へ男五十五人ノ女五十八人

雑業十貳戸 人口へ男二十八人ノ女二十五人

職獵ヲ業トスル者七人

但シ御獵場トナラサル以前ニハ職獵人拾五人アリシモ現今七人

へ未夕鑑札ヲ所持セザルモ近々願出スベキ者三人

一現今威銃免許人 ナシ

一区域内ニ於テ前三ヶ年間に收穫セシ所之諸獸之頭数及其種類

頭数七百四拾頭

内訳

廿年 貳百八拾頭

内訳へ猪、六拾頭代百五拾円、牡鹿、九拾頭代貳百七拾円、牝

鹿百三拾頭代三百廿五円、計金七百四十五円

廿壹年 貳百五拾頭

内訳へ猪、六拾頭代貳百廿五円、牡鹿七拾頭代貳百拾円、牝鹿

百貳拾頭代三百六拾円、計金七百九拾五円

廿二年 貳百拾頭

内訳へ猪、四拾頭代百貳拾五円、牡鹿、六拾頭代貳百四拾円、

牝鹿百拾頭代三百三十円、計金六百九拾五円

右之通りニ候也

明治廿二年十月十一日 雲ヶ畑村役場

〔波多野六之丞家文書〕箱二一—一六〇〕

【史料17】大正一三年頃「雲ヶ畑猟区入猟規程」

(表紙)

「雲ヶ畑猟区入猟規程」

京都府愛宕郡雲ヶ畑猟区入猟規程

第一章 事務所ノ位置及猟区ノ区域

第一条 本猟区ハ事務所ヲ京都府愛宕郡雲ヶ畑村字宮ノ本貳拾七番地ニ置ケ

第二条 本猟区ノ区域ハ京都府愛宕郡雲ヶ畑村一円及京都府愛宕郡上賀茂村字十三石山全部ヲ地域トシ、木標ヲ以テ分界シ制札及猟区案内図ヲ建テ之ヲ表示ス

第二章 狩猟ニ関スル制限

第三条 本猟区ノ入猟公開日左ノ如シ

十二月一日、二日及第一第二ノ土曜日、日曜日、一月、二月、毎土曜日、日曜日トス、但シ已ムヲ得サル事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ臨時狩猟日ヲ変更スルコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ少クトモ七日前ニ本猟区事務所ノ掲示板及京都日出新聞ニ之ヲ公告ス

第四条 本猟区ハ狩猟者ノ員数ヲ一回四十名以内ニ制限シ六名以上十五名以内ヲ以テ一猟隊ヲ編成ス

第五条 本猟区ニ於ケル猪鹿捕獲数ヲ左ノ通制限ス

一、七名以下ノ猟隊ニ対シテハ三頭

一、九名以下ノ猟隊ニ対シテハ四頭

一、十名以上ノ猟隊ニ対シテハ五頭

一、十二名以上ノ猟隊ニ対シテハ六頭

一、十四名以上ノ猟隊ニ対シテハ七頭

但シ二歳以下ノ猪兎ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス

第六条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ猟具、猟法ヲ左ノ如ク制限ス

一、銃器以外ノ猟具ノ使用ヲ禁ス

一、銃器ハ口径十番以上ノ大口径銃及散弾ノ使用ヲ禁止ス

一、勢子ハ管理者ヨリ配給シタル者ノ外従事セシムルコトヲ得ス

但シ一猟隊ニ対シ勢子長二名勢子三名以上五名以内ヲ配給ス

一、猟犬ハ四頭以内ヲ配給ス

一、立場並狩立方法ハ勢子長ノ命ニ従フヘシ

第七条 本猟区ハ狩猟者者ニ対シ字魚谷全部、祖父谷筋摺鉢以北(面積二百町歩)ニ於ケル鳥獸ノ捕獲ヲ禁止ス

前項ノ区域ハ木標ヲ以テ分界シ制札ヲ建テ之ヲ表示ス、狩猟者又ハ共ノ従事者ハ、第一項ノ区域ニ立入り若クハ其ノ区域ニ於ケル鳥獸ヲ駆逐シ又ハ駆逐セシムルコトヲ得ス

第八条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ予備銃ノ携帯ヲ禁止シ随伴シ得ヘキ従者ノ員数ヲ一人ニ制限ス

第三章 入猟申込及入猟承認

第九条 本猟区ニ於テ狩猟セントスル者ハ、狩猟日ヨリ五日前月曜日迄ニ狩猟免許写ニ通信料金一円ヲ添ヘ書面ヲ以テ本猟区事務所ニ申込ムヘシ

込ムヘシ

第十条 前項ニ依ル申込者ノ員数、第四条ノ制限ヲ超過シタルトキハ、

本猟区管理者ハ狩猟日ヨリ四日前火曜日午後一時迄ニ本猟区事務所

ニ於テ猟区役員二名以上立会ノ上抽籤ヲ行ヒ、狩猟者ヲ決定シ直ニ

電信ヲ以テ申込者ニ狩獵ノ諾否ヲ通知ス

第十一条 前条ノ抽籤ハ方一尺ノ木製函ノ一側ニ直径三寸ノ孔ヲ穿チタルモノニ、申込順ニ依ル番号ヲ記載シタル木片ヲ容レ、管理者其ノ内ヨリ一片宛四十枚ヲ引出シ其ノ番号ニ該当スル申込者ヲ以テ狩獵者ト定ム

第十二条 狩獵申込者ハ本獵区管理者ニ申出テ抽籤シ立会ウコトヲ得
第十三条 本獵区ハ承認料ヲ一人一回（二日連続ヲ以テ一回トス）金貳拾五円トス

第十四条 狩獵法第十三条第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ、本獵区ニ於テ鳥獸ヲ捕獲セントスルトキハ、鳥獸捕獲許可証ヲ通信料ヲ添ヘ捕獲日ヲ指定シ、且其ノ捕獲ノ目的ニシテ學術研究又ハ有害鳥獸驅除ニ在ラサルモノニ在リテハ、第十四条ノ承認料ヲ添ヘ本獵区事務所ニ申込ミ入獵ノ承認ヲ受クヘシ

第十五条 第十条ノ規定ニ依リ承認ノ通知ヲ受ケタル者ハ、狩獵日ノ前日午後四時迄ニ承認料ヲ本獵区事務所ニ納付スヘシ、前項ノ納付ヲ為サルトキハ其ノ承認ヲ無効トス、第一項ノ規定ニ依リ納付シタル承認料ハ、本獵区ニ於テ狩獵日ヲ変更シタル場合ノ外之ヲ返付セス

第四章 入獵並退獵

第十六条 前条ノ規定ニ依リ承認料ヲ納付シタル狩獵者ハ、入獵当日又ハ其ノ前日本獵区事務所ニ出頭シ狩獵免狀ヲ提示シタル上、様式第一号ニ依ル承認証ニ様式第二号ニ依ル入獵徽章及獵区案内図ノ交付ヲ受クヘシ、第十四条ノ規定ニ依リ入獵承認ヲ受ケタル者ハ鳥獸ヲ捕獲セントスル、当日又ハ其ノ前日本獵区事務所ニ出頭シ

鳥獸捕獲許可証ヲ提出シタル上承認並入獵徽章及獵区案内図ノ交付ヲ受クヘシ、前二項ノ規定ニ依ル承認証ハ左ノ場合ニ於テ交付セス

- 一 入獵セントスル者承認証ノ名義人ニ非ラサルトキ
- 二 承認証ノ交付ヲ受ケントスル者ノ氏名ト狩獵免狀ノ氏名ニ符号セサルトキ

第十七条 入獵者ハ入獵中狩獵免狀又ハ鳥獸捕獲許可証ノ外承認証ヲ携帯スヘシ、入獵者ハ本獵区管理者又ハ巡守ヨリ承認証ノ提示ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十八条 本獵区管理者及巡守ニハ様式第三号ニ依ル管理者証票又ハ巡守証票ヲ携帯セシメ、且様式第四号ニ依ル管理者徽章又ハ巡守徽章ヲ佩用セシム

第十九条 本獵区ニ勢子長八名勢子二十名獵犬十五頭ヲ置キ入獵者ノ求メニ依リ一獵隊ニ対シ第六条第三項及第四項ノ員數ヲ配給シ獲物ノ狩立ニ従事セシム、入獵者ハ前項ノ勢子及獵犬ノ必要員數ニ対シ管理者ノ指定セル賃金ヲ添ヘ、其旨本獵区事務所ニ申込ムヘシ、第一項ノ勢子長・勢子及獵犬ニハ様式第五号ニ依ル徽章ヲ佩用セシム

第二十条 入獵者從者ヲ随伴セントスルトキハ其旨本獵区事務所ニ申出様式第六号ニ依ル從者徽章ノ交付ヲ受クヘシ

第二十一条 入獵中入獵者ハ入獵徽章ヲ從者ハ從者徽章ヲ左胸部ニ佩用スヘシ

第二十二条 入獵者ハ獵区内ニ於テ過失ト雖モ人畜ニ死傷ヲ生セシムルコトアルモ管理者ハ其ノ責ニ任セス、且濫ニ焚火ヲ為シ又ハ農作物若クハ竹木等ヲ損傷スヘカラス

第二十三条 入猟者猟区内ニ於テ捕獲セムトスル獸類自己ノ狩場区

域外ニ逸失シタルトキハ、彈丸ノ命中如何ヲ問ハス銃器ヲ使用セ

スシテ捕獲シ得ルモノヲ除キ、之ヲ領得スヘカラス

第二十四条 承認証入猟徽章又ハ従者徽章ヲ亡失シタルトキハ、入

猟者ハ直ニ本猟区事務所ニ届出テ其ノ再交付ヲ受クヘシ、前項ノ

徽章ヲ亡失シタル者ハ其ノ実費金五十錢ヲ納付スヘシ

第二十五条 入猟者退猟セムトスルトキハ其ノ捕獲シタル鳥獸ノ種

類別員數ヲ承認証ノ裏面相当欄ニ記入シ、入猟徽章及従者徽章ト

共ニ本猟区事務所ニ返納スヘシ

第五章 違反者ニ対スル処置

第二十六条 本猟区内ニ於テ狩猟法令ニ違反シタル者ニ対シテハ直

ニ退猟ヲ命シ、且所轄警察署ニ届出ツルモノトス

第二十七条 狩猟者第四条乃至第八条ノ制限ニ違反シタルトキハ直

ニ退猟ヲ命シ、左ノ區別ニ従ヒ過怠金ヲ徴収シ、尚違反行為ニ因

リ捕獲シタル鳥獸ヲ没収ス

一 第五条ノ規定ニ違反シタルトキ、一頭ニ付金貳拾円也

二 第六条又ハ第七条ニ違反シタルトキ、金拾円也

三 第八条ノ規定ニ違反シタルトキ、金五円也

第二十八条 第十七条又ハ第二十一条若クハ第二十二条ノ規定ニ違

反シタル者ハ、直ニ退猟ヲ命スルコトアルヘシ

第二十九条 第五条乃至第八条又ハ第二十五条ノ規定ニ違反シタル

者ニ対シテハ、次回ヨリ其ノ入猟ヲ拒絶スルコトアルヘシ

附則

本規程ハ大正十五年度ヨリ適用ス

大正十二年十一月二十一日農商務大臣認可ノ雲ヶ畑猟区管理
規程ハ廢止ス

(様式図略)

(「雲ヶ畑自治会文書」)

表紙の解説

	1	2	3	1 滋賀県米原市の文化的景観
				2 京都市左京区での調査風景
				3 京都市左京区の伝統行事の場
5		4		4 南丹市美山の伝統行事の場
(裏)		(表)		5 愛媛県西予市でのガイドの様子

京都府立大学文化遺産叢書（2008～）

- 1 南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究
- 2 近世伊予越智島地域における流動する人・物・情報 ―御用日記・諸願控の総合的研究―
- 3 八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図 ―地域文化遺産の情報化―
- 4 八幡地域の古文書・石造物・景観 ―地域文化遺産の情報化―
- 5 丹後・宮津の街道と信仰
- 6 城陽地域の地域文化遺産 ―神社・街道の文化遺産と景観―
- 7 熊野の信仰と景観 ―宗教遺産学の試み―
- 8 石見銀山城の歴史と景観 ―世界遺産と地域遺産―
- 9 和東地域の歴史と文化遺産
- 10 石清水門前寺院・南山城地域の古文書 ―京都府歴史資料の調査―
- 11 舞鶴の文化遺産と活用
- 12 「丹後の海」の歴史と文化
- 13 古代寺院の儀礼・経営に関する分野横断的研究
- 14 舞鶴・京丹後地域の文化遺産
- 15 沖縄の宗教・葬送儀礼・戦没者慰霊
- 16 舞鶴の地域連携と世代間交流 井上與本家文書調査報告
- 17 トルコ・アナトリアの「歴史的重層性」と文化遺産
- 18 京都東山・三嶋神社文書調査報告
- 19 京都雲ヶ畑・波多野六之丞家文書調査報告
- 20 綾部地域における文化資源の発掘と継承 ―君尾山光明寺文化財調査報告Ⅰ―
- 21 京都山伏山町文書調査報告
- 22 あのころの雲ヶ畑 ―京都雲ヶ畑写真資料調査報告―



京都府立大学文化遺産叢書 第23集

文化財の保存活用と地域コミュニティ

編集 上杉 和央

発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2022年3月31日

印刷 株式会社北斗プリント

〒606-8540 京都市左京区下賀茂高木町 38-2